

# 森林整備補助金を受領された 山林所有者さまへ

申請者)

様の転用制限期限は

令和 年 月までです。

※ご注意ください！！

補助金を活用して森林整備が行われた  
森林には、伐採及び森林以外の用途の  
転用に制限がかけられています！  
(例：全伐・太陽光パネル・駐車場等)



◇補助金交付の翌年度から**5年以内**（事業によっては**10年以内**）  
に**伐採**や**転用等**を行った場合は、**補助金**を**返還**していただく  
こととなります。

◇補助金の受領後に、やむを得ず**伐採**や**転用等**をしなければなら  
ない場合は、面積の大小にかかわらず、**必ず**、**事前に**、最寄りの  
**農林振興局林務課**もしくは**森林組合**にご連絡ください。

◇転用の制限については、当該施行地の**売渡し**、**譲渡**、**賃貸**、  
**地上権の設定**を行った場合でも**権利者に引き継がれます**。